

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程

(昭和55年1月29日告示第115号)
一部改正昭和55年11月21日告示第1665号
一部改正昭和57年3月26日告示第346号
一部改正昭和59年12月7日告示第1411号
一部改正昭和60年11月15日告示第1335号
一部改正昭和61年2月14日告示第157号
一部改正昭和61年11月25日告示第1275号
一部改正昭和62年10月20日告示第1262号
一部改正昭和63年12月9日告示第1367号
一部改正平成元年8月1日告示第883号
一部改正平成元年12月8日告示第1270号
一部改正平成2年9月28日告示第947号
一部改正平成3年7月2日告示第725号
一部改正平成4年10月23日告示第1078号
一部改正平成5年2月8日告示第166号
一部改正平成6年9月9日告示第885号
一部改正平成6年10月15日告示第988号の2
一部改正平成6年12月22日告示第1212号
一部改正平成7年8月21日告示第969号
一部改正平成7年10月30日告示第1163号
一部改正平成8年7月8日告示第885号
一部改正平成12年3月31日告示第249号の4
一部改正平成12年7月31日告示第705号
一部改正平成14年1月15日告示第11号
一部改正平成16年1月26日告示第24号
一部改正平成17年6月23日告示第346号
一部改正平成18年2月9日告示第63号
一部改正平成22年9月2日告示第580号
一部改正平成23年2月10日告示第87号
一部改正平成23年7月4日告示第582号
一部改正平成24年2月9日告示第79号
一部改正平成25年4月11日告示第261号
一部改正平成28年6月27日告示第455号
一部改正平成29年4月13日告示第293号
一部改正平成30年4月19日告示第461号
一部改正令和元年5月7日告示第4号
一部改正令和2年4月27日告示第101号
一部改正令和3年5月6日告示第202号
一部改正令和4年7月7日告示第447号
一部改正令和5年3月13日告示第389号
一部改正令和5年5月8日告示第370号

(貸付け)

第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、

沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第 124号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行令第 2 条の表第 5 号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和 4 年農林水産省告示第 535号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第 38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第 234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置を定める省令第 4 条第 5 号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和 4 年農林水産省告示第 536号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第 296号）及び農林漁業者有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第 67号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第 7 号）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和 4 年政令第 229 号）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 42 号）並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第 132号。以下「東日本大震災特財令」という。）の定めるところによるほか、この告示に定めるところにより、法第 3 条第 1 項に規定する沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付け、農商工等連携促進法第 4 条第 1 項の認定を受けた中小企業者であって同条第 2 項第 2 号ハに規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第 5 条第 1 項の認定を受けた者であって同条第 4 項第 3 号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）については、経営等改善資金（別表第 1 の 1 の (1) から (7) までの資金に限る。）を貸し付けるものとする。

(定義)

第1条の2 この告示において「漁協」とは、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項の漁業協同組合（同法第18条第2項の内水面組合、同条第3項の規定により組合員たる資格を有する者を漁業を営む者であってその営む日数が同項の定款で定める日数を超えるものに限る組合及び同条第4項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る組合を除く。）をいう。

2 この告示において「沿岸漁業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 無動力漁船及び総トン数20トン未満の動力漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- (2) 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）
- (3) 水産動植物の養殖の事業

(沿岸漁業改善資金の種類等)

第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和6年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。

(貸付金の合計額の限度)

第3条 1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者に係る沿岸漁業改善資金の貸付金の合計額の限度は、3,000万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

(借受資格)

第4条 沿岸漁業改善資金の借受資格を有する者（以下「借受資格者」という。）は、沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者のうち別表第1の資金種類の欄に掲げる資金の種類ごとに同表の貸付内容の欄に掲げる事業等を適正に実施することが見込まれるものとしてそれぞれ同表の貸付けの相手方の欄に掲げるものとする。

この場合において、漁業従事者の減少・高齢化が進む最近の漁業情勢にあつて、水産物の供給を安定的に行う、意欲と能力のある担い手の育成が求められていることにかん

がみ、経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けに当たっては、漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとする者として知事が定めるものに対して配慮するものとする。

2 借受資格者のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

(1) 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの（婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。

(2) その規模、内容等が水産業改良普及組織の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。

(3) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。

3 前2項の規定にかかわらず、沿岸漁業改善資金を借り受けようとする者が次のいずれかに該当する場合は、借受資格を有しない。

(1) 県税の未納がある場合

(2) 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施していない場合又は特別徴収を開始することを誓約していない場合

(3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員、法人格のない団体である場合はその構成員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合

4 同一の沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する貸付けは、知事が定める場合を除き原則として別表第 1 の貸付内容ごとに 1 回に限るものとする。

（保証人又は担保の提供）

第 5 条 沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を受けようとする者（以下「貸付資格認定申請者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人の数は、2 名以上とする。

3 貸付資格認定申請者が沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあつては、当該団体の役員）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

4 貸付資格認定申請者が、所定の連帯保証人を立てることができないと県が認める場合であつて、適当な担保を提供することができる場合においては、貸付資格認定申請者は、連帯保証人に替えて担保を提供することができる。

5 県は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、貸付金の交付を受けた

者に対し、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。

(貸付資格の認定及び貸付けの申請)

第6条 貸付資格認定申請者は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（別記様式第1号。以下「認定申請書」という。）に経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（次の各号に掲げる資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式。以下「事業計画書」という。）、沿岸漁業改善資金貸付申請書（別記様式第1号の2。以下「貸付申請書」という。）及び知事が別に定める書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 経営等改善資金 次に掲げる資金の区分に応じ、それぞれ次に定める様式

- ア イからエまでに掲げる資金以外の資金 別記様式第2号の1
- イ 資源管理型漁業推進資金 別記様式第2号の1の2
- ウ 環境対応型養殖業推進資金 別記様式第2号の1の3
- エ 新養殖技術導入資金 別記様式第2号の2

(2) 生活改善資金 次に掲げる資金の区分に応じ、それぞれ次に定める様式

- ア 生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金 別記様式第2号の3
- イ 婦人・高齢者活動資金 別記様式第2号の4

(3) 青年漁業者等養成確保資金 次に掲げる資金の区分に応じ、それぞれ次に定める様式

- ア 研修教育資金 別記様式第2号の5
- イ 高度経営技術習得資金 別記様式第2号の5の2
- ウ 漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金を除く資金 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める様式
 - ① 漁船漁業を開始する場合 別記様式第2号の6
 - ② 養殖業を開始する場合 別記様式第2号の7
- エ 漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める様式
 - ① 漁船漁業を開始する場合 別記様式第2号の8
 - ② 養殖業を開始する場合 別記様式第2号の9

2 前項の規定により貸付資格認定申請者が知事に提出する同項の認定申請書、事業計画書、貸付申請書及び知事が別に定める書類（以下「認定申請書等」という。）の提出部数は、2部とする。ただし、次項の規定により知事に提出する場合の提出部数は、3部とする。

3 西臼杵支庁、北諸県農林振興局及び西諸県農林振興局が所管する区域（以下「除外区域」という。）以外の区域に居住する貸付資格認定申請者で当該貸付資格認定申請者の住所地をその地区内に含む漁協があるもの（以下「漁協地区内申請者」という。）は、認定申請書等を当該漁協を経由して知事に提出しなければならない。

4 除外区域以外の区域に居住する貸付資格認定申請者で当該貸付資格認定申請者の住所

地をその地区内に含む漁協がないもの及び除外区域に居住する貸付資格認定申請者で第1項第2号に掲げる資金の貸付けを受けようとするものは、認定申請書等を、当該貸付資格認定申請者の住所地をその所管区域内に含む西臼杵支庁又は農林振興局長を經由して知事に提出しなければならない。

- 5 第3項の規定により認定申請書等を受け付けた漁協（以下「経由漁協」という。）は、当該認定申請書等正副2部を、経由漁協の主たる事務所の所在地をその所管区域内に含む農林振興局長に送付するものとする。
- 6 第3項の規定にかかわらず、漁協地区内申請者は、知事がやむを得ない理由により認定申請書等を漁協を經由して提出することが困難であると認めるときは、当該漁協を經由することなく、漁協地区内申請者の住所地をその所管区域内に含む農林振興局長を經由して当該認定申請書等を知事に提出することができる。
- 7 前3項の規定により認定申請書等を受け付けた行政機関（以下「経由行政機関」という。）の長は、当該認定申請書等に当該経由行政機関の長の意見書を添付して、知事に送付するものとする。
- 8 貸付資格認定申請者が認定中小企業者である場合の第3項及び第4項の規定の適用については、第3項及び第4項中「当該貸付資格認定申請者」とあるのは、「当該貸付資格認定申請者（当該貸付資格認定申請者が認定中小企業者の場合にあつては、農商工等連携促進法第5条第1項に規定する認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等）」と読み替えるものとする。

（貸付資格の認定及び貸付けの決定）

第7条 知事は、前条の規定により認定申請書等の提出があつたときは、速やかに法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めたときに貸付資格の認定及び貸付けの決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定書（別記様式第2号の10。以下「貸付資格認定書」という。）を沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）と併せて貸付資格認定申請者に通知し、かつ、その旨を経由行政機関、経由漁協及び九州信用漁業協同組合連合会宮崎統括支店（以下「信漁連」という。）に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による審査の結果、貸付資格の認定及び貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を貸付資格認定申請者、経由行政機関、経由漁協及び信漁連に通知するものとする。

（借用証書）

第8条 貸付資格認定申請者は、前条第2項の貸付決定通知書を受け取ったときは、沿岸漁業改善資金借用証書（別記様式第4号。以下「借用証書」という。）を信漁連を經由して知事に提出しなければならない。この場合において、当該貸付資格認定申請者は、貸付決定通知書を受け取った日から2週間以内に借用証書を信漁連に提出しなければならない。

らない。

- 2 知事は、第1項後段又は前項後段に定める期限までに借用証書の提出がなかったときは貸付決定を取り消すことがある。
- 3 知事は、前項の規定により貸付決定を取り消したときは、その旨を貸付資格認定申請者、経由行政機関、経由漁協及び信漁連に通知するものとする。

(貸付金の交付)

第9条 知事は、前条第1項の規定により借用証書の提出があったときは、信漁連を經由して貸付金を当該借用証書を提出した借受申請者に交付するものとする。

- 2 貸付金の交付は、貸付決定額を一括して行うものとする。

(貸付金の償還)

第10条 貸付金の償還方法は、償還期間が1年以内のものは一時払の方法、その他のものは均等年賦払の方法とする。

- 2 知事は、前条第1項の規定により貸付金の交付を受けた者（以下「借受者」という。）から当該貸付金に係る償還金、繰上償還金、期限前償還金又は違約金（以下「償還金等」という。）の徴収を行うときは、償還期日又は県の指定する支払期日の2週間前までに当該借受者に信漁連を納入場所とする納入通知書を送付し、かつ、その旨を信漁連に通知するものとする。
- 3 前項の規定による納入通知書の送付を受けた借受者は、償還期日又は支払期日までに償還金等を前項に定める納入場所で納入しなければならない。

(繰上償還)

第11条 借受者は、繰上償還しようとするときは、沿岸漁業改善資金繰上償還届出書（別記様式第5号。以下「繰上償還届出書」という。）を信漁連を經由して知事に提出しなければならない。この場合において、当該借受者は、繰上償還しようとする日の20日前までに信漁連に繰上償還届出書を提出しなければならない。

(期限前償還)

第12条 知事は、借受者が次に掲げるもののいずれかに該当すると認めるときは、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）にかかわらず、当該借受者に対し、貸付金の全部又は一部の期限前償還をさせるものとする。

- (1) 借受者の事業実施量又は事業費の縮小によって貸付金に残余が生じたとき。
- (2) 借受者が借入金を貸付けにおいて予定していた借入金の用途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (3) 借受者が資金の借入れに際し、又はその借入後借入金債務の全部を弁済するまでの間において、知事に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実

の報告を怠ったとき。

- (4) 借受者につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - (5) 借受者が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
 - (6) 借受者が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - (7) 借受者が県に対し数個の債務を負う場合において、その1つでも期限に弁済しなかったとき。
 - (8) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、処分され、若しくは担保に供され、又は公用収容されたとき。
 - (9) この告示及び借用証書特約条項等の諸規定に基づく義務の履行を怠ったとき。
 - (10) その他債権保全上著しい支障があると認めるとき。
- 2 知事は、期限前償還の決定を行ったときは、直ちに沿岸漁業改善資金期限前償還決定通知書（別記様式第6号。以下「期限前償還決定通知書」という。）により当該借受者に通知し、かつ、その旨を信漁連に通知するものとする。
- 3 借受者は、前項の期限前償還決定通知書を受け取った場合は、貸付金の償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）にかかわらず、知事の指定する期日までに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。

（支払の猶予の申請）

- 第13条 法第10条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者（以下「支払猶予申請者」という。）は、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（別記様式第7号。以下「支払猶予申請書」という。）に知事が指定する者の証明書を添え、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の30日前までに知事に提出しなければならない。
- 2 第6条第2項から第7項までの規定は、前項の規定により支払猶予申請書を知事に提出する場合について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「貸付資格認定申請者」とあるのは「法第10条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者」と、同条第2項から第7項までの規定中「認定申請書等」とあるのは「支払猶予申請書」と、同条第4項中「貸付け」とあるのは「支払の猶予」と読み替えるものとする。

（支払猶予の決定）

- 第14条 知事は、前条の規定により支払猶予申請書を受け取ったときは、これを審査し、猶予することを相当と認めるときは、直ちに支払猶予の決定を行うものとする。
- 2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書（別記様式第8号）により支払猶予申請者に通知し、かつ、その旨を經由行政機関及び信漁連に通知するものとする。

- 3 知事は、第1項の規定による審査の結果、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を支払猶予申請者、経由行政機関及び信漁連に通知するものとする。
- 4 知事は、償還金の支払期日を過ぎて、支払猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても法第11条の違約金を徴収するものとする。

(事業の完了及び事業実施報告書)

- 第15条 借受者は、貸付金の交付後3月以内(漁業経営開始資金にあつては6月以内)に事業(当該事業に要した経費の支出を含む。以下同じ。)を完了するものとする。
- 2 借受者は、事業完了後20日以内に沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書(別記様式第9号の1、研修教育資金(国内用)にあつては別記様式第9号の2、研修教育資金(国外用)にあつては別記様式第9号の3。以下「事業実施報告書」という。)を知事に提出しなければならない。この場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、かつ、各人の確認印を押印するものとする。
 - 3 第6条第2項から第7項までの規定は、前項の規定により事業実施報告書を知事に提出する場合について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「貸付資格認定申請者」とあるのは「借受者」と、同条第2項から第7項までの規定中「認定申請書等」とあるのは「事業実施報告書」と、同条第4項中「受けようとする」とあるのは「受けた」と、同条第7項中「意見書」とあるのは「調査書又は 証明書」と読み替えるものとする。
 - 4 前2項の場合において、借受者が操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、婦人・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の貸付けを受けた者であつて、当該貸付けについて、別表第2の上欄に掲げる貸付けの条件の1に該当する貸付けの条件を付されている者であるときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。ただし、検査官の合格を証する成績表の写しをもって別表第2の下欄に掲げる証明書等の写しに代えることができる。

(その他)

- 第16条 この告示に定めるもののほか、沿岸漁業改善資金の貸付けに関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和55年11月21日告示第1665号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月26日告示第346号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年12月7日告示第1411号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和60年11月15日告示第1335号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和61年2月14日告示第157号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和61年11月25日告示第1275号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和62年10月20日告示第1262号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和63年12月9日告示第1367号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成元年8月1日告示第883号）

この告示は、平成元年8月6日から施行する。

附 則（平成元年12月8日告示第1270号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成2年9月28日告示第947号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成3年7月2日告示第725号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成4年10月23日告示第1078号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成5年2月8日告示第166号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成6年9月9日告示第885号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に貸し付けられたこの告示による改正前の別表第1の3の項に掲げる資金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年10月14日告示988号の2）

この告示は、平成6年10月15日から施行する。

附 則（平成6年12月22日告示第1212号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成7年8月21日告示第969号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年10月30日告示第1163号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成8年7月8日告示第885号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日告示第249号の4）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程は、平成11年度の予算に係る宮崎県沿岸漁業改善資金から適用する。

附 則（平成12年7月31日告示第705号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示により改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程は、平成12年度の予算に係る宮崎県沿岸漁業改善資金から適用する。

附 則（平成14年1月15日告示第11号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程は、平成13年度の予算に係る宮崎県沿岸漁業改善資金から適用する。

附 則（平成16年1月26日告示第24号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年6月23日告示第346号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成18年2月9日告示第63号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年9月2日告示第580号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年2月10日告示第87号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年7月4日告示第582号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程は、平成23年度の予算に係る宮崎県沿岸漁業改善資金から適用する。

附 則（平成24年2月9日告示第79号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の規定は、この告示の施行以降に行う資金の貸付けから適用し、同日前に行った資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月11日告示261号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の規定は、この告示の施行の日以降に行う資金の貸付けから適用し、同日前に行った資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月27日告示455号）

（施行期日等）

1 この告示は、平成28年7月1日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業

改善資金貸付規程（以下「改正後の貸付規程」とう。）第2条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第8条第1項又は第2項の規定により借用証書を経由漁協又は信漁連に提出した者は、改正後の貸付規程第8条第1項の規定により借用証書を信漁連に提出したものとみなす。

附 則（平成29年4月13日告示293号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第2条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月19日告示461号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第2条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月7日告示4号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第2条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月27日告示101号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第2条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年5月6日告示202号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第2条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月7日告示447号）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の規定は、令和4年度の予算に係る宮崎県沿岸漁業改善から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（令和5年3月13日告示389号）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の規定は、令和4年度の予算に係る宮崎県沿岸漁業改善から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則（令和5年5月8日告示370号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第2条の規定は、令和5年4月1日から適用する。